

でんさいサービス利用規定

大田原信用金庫（以下「当金庫」といいます）は、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます）の窓口金融機関として、利用者（以下「お客様」といいます）に提供するでんさいサービス（以下「本サービス」といいます）について、次のとおり取扱いを行います。

なお、本規定における用語の定義は、電子記録債権法、でんさいネット業務規程およびでんさいネット業務規程細則（以下「業務規程等」と総称します）において、使用する用語の例によります。

第1条（利用の申込み）

1. 本サービスを利用するには、本規定並びに業務規程等の内容をご承諾のうえ、当金庫所定の利用申込書に必要事項を記入して、当金庫が定める必要な書類とともに当金庫に提出するものとします。
2. お申込みには、債務者として利用が可能な（この場合、債務者、電子記録保証人としても利用が可能）お申込みのほか、次の利用を限定した特約でお申込みをすることができます。
 - ・債務者利用限定特約
利用申込者はお客様は、自らを債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録を請求しない場合には、債務者利用限定特約でお申込みをすることができます。
 - ・保証利用限定特約
利用申込者はお客様は、自らを電子記録保証人とする保証記録、支払等記録および変更記録（保証人等にあっては支払等記録および変更記録）以外の電子記録を請求しない場合には、保証利用限定特約でお申込みすることができます。

第2条（利用資格）

- 利用申込者はお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。
1. 債務者（債務者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合
 - ・当金庫所定のパソコン・ノートパソコン等の端末機（以下「端末」といいます）を利用できる環境であること。
 - ・当金庫の営業地区内に事業所または居所を有すること。
 - ・手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
 2. 債務者利用限定特約により利用される場合
 - ・前項1.一、二、三と同様とする。
 3. 保証利用限定特約により利用される場合
 - ・前項1.一、二、三と同様とする。

第3条（サービス内容）

1. 当金庫は、お客様がでんさいネットを利用するにあたり、次のサービスを提供いたします。
 - ・電子記録の請求に関するサービス
 - ・電子記録の開示に関するサービス
 - ・でんさいの決済に関するサービス
 - ・前3号に付随するサービス
2. お客様は、業務規程等および本規定等に従って本サービスを利用するものとします。

第4条（電子記録の請求方法）

- お客様は次のいずれかの方法で、電子記録の請求を行うことができます。ただし、当金庫が定めた場合には、第2項の方法により電子記録の請求をするものとします。
1. 端末を用いた方法
 2. 当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただく方法

第5条（予約請求）

1. お客様は、電子記録の請求において、電子記録を行なう日を指定することができます。
2. 前条第2項の方法により、電子記録を行なう日を指定した請求について取消を行なう場合、電子記録を行なう日の2営業日前までに、当該請求を取り消す旨をお申しください。

第6条（一括請求機能）

1. お客様は、発生記録請求、譲渡記録請求、分割譲渡記録請求について、それぞれ複数の記録請求を一括して行なうことができます。
2. 前項の取扱いは端末を用いた方法でのみ利用できます。

第7条（債権者請求方式の発生記録請求）

1. お客様は、当金庫が認めた場合には、債務者として発生記録の請求をすることができます。
2. 前項の規定による請求は、当該発生記録請求の債務者の窓口金融機関が債務者に対してこの取扱いを認めていない場合には、行なうことができません。

第8条（指定許可機能）

1. お客様は、当金庫が認めた場合には、お客様自らを電子記録義務者または電子記録権利者とする電子記録の請求をする権限を付与する相手方を予め指定しておくことができます。
2. 前項の規定によって指定ができる記録請求は、発生記録請求、譲渡記録請求、単独保証記録請求に限ります。

第9条（請求の制限）

1. お客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、お客様自身が請求することができる電子記録の範囲を制限することができます。
2. 前項の規定によって指定ができる記録請求は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当該解除は、当金庫が認めた場合に限るものとします。

第10条（電子記録の通知）

1. 当金庫では、電子記録の通知について、次のとおり取扱いです。
 - ・当金庫は、電子記録された内容を、お客様に端末を用いた方法で通知します。
 - ・前項の方法により通知できないものについては、別途、当金庫所定の方法により通知します。
2. 保証利用限定特約により利用される場合には、前項第2号による方法のみといたします。

第11条（電子記録の諾否）

- 債権者請求方式の諾否依頼通知、単独保証記録の諾否依頼通知、変更記録の諾否依頼通知、支払等記録の諾否依頼通知に対し、第4条第2項の方法により承認または否認を行う場合には、でんさいネット業務規程に定める期限の2営業日前までにお申し出ください。

第12条（開示の請求）

1. お客様は、次のいずれかの方法で、債権記録に記録されている事項および記録請求の際に提供された情報の開示を請求することができます。
 - ・当金庫が定めた場合には、第2号の方法により開示の請求をするものとします。
 - ・端末を用いた方法
 - ・当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただく方法
2. 開示の請求結果の通知については、第10条と同様に取扱いです。

第13条（端末を用いた方法の本人確認）

- お客様が端末を用いた方法により、本サービスをご利用いただく際には、次のとおり取扱いを行います。

1. 利用責任者

1. お客様は、端末を用いた方法において、お客様を代表する管理者（以下「マスターユーザ」といいます）を当金庫所定の手続きにより登録するものとします。
2. マスターユーザは、マスター ソーザが定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関するマスター ソーザの権限を代行する利用者（以下「一般ユーザ」といいます）を、当金庫所定の手続きにより登録するものとします。
3. お客様は、マスター ソーザの変更またはマスター ソーザの登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより変更登録するものとします。当金庫は、お客様との変更登録処理が完了

までの間、マスター ソーザの変更またはマスター ソーザの登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

- 四 マスター ソーザは、一般ユーザの追加登録・削除または一般ユーザの登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより登録するものとします。当金庫は、お客様での変更登録処理が完了するまでの間、一般ユーザの追加登録・削除または一般ユーザの登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
2. 使用できる端末
- 本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限ります。加えて、本人確認につき、電子証明書を利用する場合には、当金庫所定の方法によりかかる端末に当金庫が発行する電子証明書と秘密鍵を取得・生成し、インストールされている必要があります。なお、端末の種類により本サービスの対象となる取扱いは異なる場合があります。

3. 本人確認の手段

- 当金庫は、次のいずれかの方法により、お客様の確認を行なうものとします。
1. 電子証明書および各種パスワードによりお客様の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます）
 2. 当金庫は、利用手数料を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、預め指定された決済口座から（複数ある場合は代表口座から）、当金庫所定の日に自動的に引き落します。
 3. 当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することでなく変更する場合があります。
 4. お客様は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。
 5. 過去にお客様であった方やその他利害関係者が、当金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合には、当金庫所定の手数料および消費税をいただきます。
 6. 資金不足等により引落不能が生じた場合には、直ちに入金を請求いたします。

4. 利用手数料

1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）をいただきます。なお、利用手数料には消費税等相当額を含みます。

2. 当金庫は、利用手数料を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、預め指定された決済口座から（複数ある場合は代表口座から）、当金庫所定の日に自動的に引き落します。

3. 当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することでなく変更する場合があります。

4. お客様は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。

5. 過去にお客様であった方やその他利害関係者が、当金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合には、当金庫所定の手数料および消費税をいただきます。

6. 資金不足等により引落不能が生じた場合には、直ちに入金を請求いたします。

5. 決済口座の追加・変更および削除

1. 本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限ります。加えて、本人確認につき、電子証明書を利用する場合には、当金庫所定の方法によりかかる端末に当金庫が発行する電子証明書と秘密鍵を取得・生成し、インストールされている必要があります。なお、端末の種類により本サービスの対象となる取扱いは異なる場合があります。

6. 取扱いの確認

1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）をいただきます。なお、利用手数料には消費税等相当額を含みます。

2. 当金庫は、利用手数料を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、預め指定された決済口座から（複数ある場合は代表口座から）、当金庫所定の日に自動的に引き落します。

3. 当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することでなく変更する場合があります。

4. お客様は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。

5. 過去にお客様であった方やその他利害関係者が、当金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合には、当金庫所定の手数料および消費税をいただきます。

6. 資金不足等により引落不能が生じた場合には、直ちに入金を請求いたします。

7. 取扱いの確認

1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）をいただきます。なお、利用手数料には消費税等相当額を含みます。

2. 当金庫は、利用手数料を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、預め指定された決済口座から（複数ある場合は代表口座から）、当金庫所定の日に自動的に引き落します。

3. 当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することでなく変更する場合があります。

4. お客様は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。

5. 過去にお客様であった方やその他利害関係者が、当金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合には、当金庫所定の手数料および消費税をいただきます。

8. 取扱いの確認

1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）をいただきます。なお、利用手数料には消費税等相当額を含みます。

2. 当金庫は、利用手数料を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、預め指定された決済口座から（複数ある場合は代表口座から）、当金庫所定の日に自動的に引き落します。

3. 当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することでなく変更する場合があります。

4. お客様は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。

5. 過去にお客様であった方やその他利害関係者が、当金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合には、当金庫所定の手数料および消費税をいただきます。

9. 取扱いの確認

1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）をいただきます。なお、利用手数料には消費税等相当額を含みます。

2. 当金庫は、利用手数料を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、預め指定された決済口座から（複数ある場合は代表口座から）、当金庫所定の日に自動的に引き落します。

3. 当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することでなく変更する場合があります。

4. お客様は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。

5. 過去にお客様であった方やその他利害関係者が、当金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合には、当金庫所定の手数料および消費税をいただきます。

10. 取扱いの確認

1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）をいただきます。なお、利用手数料には消費税等相当額を含みます。

2. 当金庫は、利用手数料を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、預め指定された決済口座から（複数ある場合は代表口座から）、当金庫所定の日に自動的に引き落します。

3. 当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することでなく変更する場合があります。

4. お客様は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。

5. 過去にお客様であった方やその他利害関係者が、当金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合には、当金庫所定の手数料および消費税をいただきます。

11. 取扱いの確認

1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）をいただきます。なお、利用手数料には消費税等相当額を含みます。

2. 当金庫は、利用手数料を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、預め指定された決済口座から（複数ある場合は代表口座から）、当金庫所定の日に自動的に引き落します。

3. 当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することでなく変更する場合があります。

4. お客様は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。

5. 過去にお客様であった方やその他利害関係者が、当金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合には、当金庫所定の手数料および消費税をいただきます。